福岡市景観計画(素案)の概要

第1節 福岡市の景観形成方針

理念・目標を達成するために景観形成方針を定めます。

1 九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり

- ・アジアとの交流の歴史や広域的な交通結節機能を背景とした商業・業務の集積あるいは、豊かな自然を身近に感じることのできる、本市の特性を考慮し、風格と賑わいと潤いのある景観形成を進めます。
- ・都心部や副都心では、商業・業務が集積する地域の特性に応じて賑わいのある景観づくりを進めます。
- ・市民や事業者が地域への誇りと愛着を持って暮らしていくことができるよう、市民やエリアマネジメント組織などの地域団体と行政が共働で景観づくりに取り組みます。

2 緑や水辺を守り、活かした景観づくり

- ・海や山など豊かな自然を保全・活用し、新たに創ることで緑のネットワークや風の道など環境に配慮した人に優しい潤いのある景観づくりを進めます。
- ・市民や事業者が地域への誇りと愛着を持って暮らしていくことができるよう、市民や地域団体と行政が共働で景観づくりに取り組みます。
- ・海や空からの景観に配慮し、博多湾や山なみの眺望と海岸線の緑の連続性を確保することで、豊かな自然を感じる景観づくりを進めます。

3 計画的市街地整備にあわせた賑わいと活気のある景観づくり

- ・行政は、景観づくりに向けた市民団体等を積極的に支援し、住民の景観意識の一層の向上を図るとともに、地域主体の景観づくりを進めます。
- ・九州大学学術研究都市やアイランドシティなど計画的に市街地整備が 進められている地区において、市民や関係団体と共働で、本市の顔と なる景観づくりを進めます。

4 歴史と文化を活かし、刻の厚みを感じられる景観づくり

- ・歴史的な建造物や祭りなど、景観資源の保全・活用を図り、市民が誇りを持ち、来街者にも喜ばれる風格のある景観づくりを進めます。
- ・歴史的な景観資源をネットワーク化して回遊ルートを整備するととも に、案内サイン等を設置して、来街者のおもてなしに配慮したまちづ くりを進めていきます。

景観形成の構成

そして 都市景観形成地区の 景観形成方針 (都市景観形成地区の方針を優先) 🐠 地区暑観形成基準 次に ゾーンごとの 景観形成方針 ゾーン別基準 まず 福岡市の 景観形成方針 共通基準

2